

(厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等の一部改正)

第二十七条 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成二十七年厚生労働省告示第九十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一 (略)</p> <p>二 削除</p> <p>三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注6の厚生労働大臣が定める要件</p> <p>三の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費への注の厚生労働大臣が定める者</p> <p>注の厚生労働大臣が定める者</p> <p>日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者</p> <p>三の三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費の注の厚生労働大臣が定める者</p> <p>ハの注の厚生労働大臣が定める者</p> <p>日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者</p> <p>四〇八 (略)</p> <p>九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション費の注の厚生労働大臣が定める期間</p> <p>移行支援加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月から十二月までの期間(厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市にあつては、指定都市又は中核市</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注6の厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者</p> <p>介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十条の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者(厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成二十四年厚生労働省告示第百十八号)第一号及び第二号に掲げる者を除く。)</p> <p>三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注7の厚生労働大臣が定める要件</p> <p>(新設)</p> <p>四〇八 (略)</p> <p>九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション費の注の厚生労働大臣が定める期間</p> <p>社会参加支援加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月から十二月までの期間(厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市にあつては、指定都市又は中核市</p>

の市長。以下同じ。)に届け出た年においては、届出の日から同年十二月までの期間)

十 (略)

十の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費のハの注2の厚生労働大臣が定める者

指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費のハ(2)を月に一回算定している者

十一 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費のハの注3の厚生労働大臣が定める特別な薬剤

(略)

十二～十四 (略)

十五 削除

十五の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注12の厚生労働大臣が定める期間

A D L維持等加算の算定を開始する月の前年の同月から起算して十二月までの期間

十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注13の厚生労働大臣が定める利用者

(略)

十七 削除

十八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注18の厚生労働大臣が定める状態

イ(略)

十九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注の厚生労働大臣が定める期間

移行支援加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月か

核市の市長。以下同じ。)に届け出た年においては、届出の日から同年十二月までの期間)

十 (略)

(新設)

十一 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費のハの注2の厚生労働大臣が定める特別な薬剤

(略)

十二～十四 (略)

十五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注7の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助

入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助

十五の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注11の厚生労働大臣が定める期間

A D L維持等加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月から十二月までの期間

十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注12の厚生労働大臣が定める利用者

(略)

十七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注6の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助

第十五号に規定する入浴介助

十八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注17の厚生労働大臣が定める状態

イ(略)

十九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注の厚生労働大臣が定める期間

社会参加支援加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一

ら十二月までの期間（厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た年においては、届出の日から同年十二月までの期間）

二十〇二十六（略）

二十七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(5)の注、ロ(6)の注、ハ(4)の注、ニ(5)の注及びホ(8)の注の厚生労働大臣が定める療養食

（略）

二十八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(7)(二)の注及びホ(9)ロの注の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

（略）

二十八の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(6)の注、ロ(7)の注、ハ(5)の注及びホ(10)の注の厚生労働大臣が定める者

（略）

二十八の三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注8の厚生労働大臣が定める期間

A D L維持等加算の算定を開始する月の前年の同月から起算して十二月までの期間

二十九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費のホの注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

次のイからハまでのいずれにも適合している利用者

イ（略）

ロ 医師、生活相談員、看護職員、介護支援専門員その他の職種のもの（以下この号において「医師等」という。）が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。）であること。

月から十二月までの期間（厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た年においては、届出の日から同年十二月までの期間）

二十〇二十六（略）

二十七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(4)の注、ロ(6)の注、ハ(4)の注、ニ(5)の注及びホ(8)の注の厚生労働大臣が定める療養食

（略）

二十八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(6)(二)の注及びホ(9)ロの注の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

（略）

二十八の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(5)の注、ロ(7)の注、ハ(5)の注及びホ(10)の注の厚生労働大臣が定める者

（略）

（新設）

二十九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費のホの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

次のイからハまでのいずれにも適合している利用者

イ（略）

ロ 医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者（以下この号において「医師等」という。）が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。）であること。

ハ (略)

三十〇三十五 (略)

三十五の二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のトの注の厚生労働大臣が定める者

日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者

三十五の二の二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費のハの注の厚生労働大臣が定める者

日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者

三十五の二の三 (略)

三十五の三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注4の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

(略)

三十五の四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注14の厚生労働大臣が定める期間

三十五の五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注15の厚生労働大臣が定める利用者

三十六 (略)

(削る)

ハ (略)

三十〇三十五 (略)

(新設)

(新設)

三十五の二 (略)

三十五の三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注3の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

(略)

三十五の四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助

三十五の四の二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注12の厚生労働大臣が定める期間

三十五の五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注13の厚生労働大臣が定める利用者

三十六 (略)

三十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費の注4の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助

第十五号に規定する入浴介助

<p>三十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費のイ及びロの注9の厚生労働大臣が定める期間</p>	<p>(新設)</p>
<p>第三十八号の二に規定する期間</p>	<p>三十八 (略)</p>
<p>三十九 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のチの注の厚生労働大臣が定める基準に適合している利用者</p>	<p>三十九 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のトの注の厚生労働大臣が定める基準に適合している利用者</p>
<p>(略)</p> <p>四十 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者</p>	<p>(略)</p> <p>四十 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費の注7の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>四十一 (略)</p> <p>四十一の二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費のイの注7の厚生労働大臣が定める期間</p>	<p>(新設)</p> <p>四十一 (略)</p>
<p>第二十八号の三に規定する期間</p>	<p>四十二・四十三 (略)</p>
<p>四十三の二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注13の厚生労働大臣が定める期間</p>	<p>(新設)</p> <p>四十二 (略)</p>
<p>第二十八号の三に規定する期間</p> <p>四十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注17の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者、知的障害者又は精神障害者(以下「視覚障害者等」という。)</p>	<p>四十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注14の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者、知的障害者又は精神障害者(以下「視覚障害者等」という。)</p>
<p>(略)</p> <p>四十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注17の厚生労働大臣が定める者</p>	<p>(略)</p> <p>四十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注14の厚生労働大臣が定める者</p>

(略)
四十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注20の厚生労働大臣が定める者

(略)
四十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のヲの注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)
四十八 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のカの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者

次のイからハまでのいずれにも適合している入所者

イ (略)
ロ 医師、生活相談員、看護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者(以下この号において「医師等」という。)が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。)であること。

ハ (略)
四十九 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のタの注の厚生労働大臣が定める者

(略)
五十 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のソの注の厚生労働大臣が定める者

(略)
五十一 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイの注12の厚生労働大臣が定める疾病等

(略)
四十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注17の厚生労働大臣が定める者

(略)
四十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のカの注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)
四十八 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のタの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者

次のイからハまでのいずれにも適合している入所者

イ (略)
ロ 医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者(以下この号において「医師等」という。)が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。)であること。

ハ (略)
四十九 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のソの注の厚生労働大臣が定める者

(略)
五十 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のネの注の厚生労働大臣が定める者

(略)
五十一 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイの注10の厚生労働大臣が定める疾病等

<p>五十二 (略)</p>	<p>五十二 (略)</p>
<p>五十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のルの注の厚生労働大臣が定める状態</p>	<p>五十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のトの注の厚生労働大臣が定める状態</p>
<p>五十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のワの注の厚生労働大臣が定める区分</p>	<p>五十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のリの注の厚生労働大臣が定める区分</p>
<p>五十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費の力の注の厚生労働大臣が定める状態</p>	<p>五十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のヌの注の厚生労働大臣が定める状態</p>
<p>五十六 (略)</p>	<p>五十六 (略)</p>
<p>五十六の二 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)の介護福祉施設サービスのイ及びロの注13の厚生労働大臣が定める期間</p>	<p>(新設)</p>
<p>第二十八号の三に規定する期間</p>	<p>五十七 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)の介護福祉施設サービスのイ及びロの注14の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚障害者等</p>
<p>五十七 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注17の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚障害者等</p>	<p>五十七 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)の介護福祉施設サービスのイ及びロの注14の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚障害者等</p>
<p>五十八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注17の厚生労働大臣が定める者</p>	<p>五十八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注14の厚生労働大臣が定める者</p>
<p>五十九 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注20の厚生労働大臣が定める者</p>	<p>五十九 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注17の厚生労働大臣が定める者</p>
<p>六十 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス</p>	<p>六十 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス</p>

ビスのヌの注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

六十一 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス^カの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者

(略)

六十二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス^カの注の厚生労働大臣が定める者

(略)

六十三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス^ヨの注の厚生労働大臣が定める者

(略)

六十四 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービス^{イ及びロ}の注¹³の厚生労働大臣が定める者

(略)

六十五 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービス^{イ及びロ}の注¹⁵の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者

次のイからハまでのいずれにも適合している入所者

イ・ロ (略)

ハ 医師、看護師、介護職員、支援相談員、管理栄養士等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。

六十六 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービス^ルの注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

六十七 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービス^カの注²の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

(略)

六十八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サ

ビスのヲの注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

六十一 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス^カの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者

(略)

六十二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス^タの注の厚生労働大臣が定める者

(略)

六十三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス^レの注の厚生労働大臣が定める者

(略)

六十四 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービス^{イ及びロ}の注¹¹の厚生労働大臣が定める者

(略)

六十五 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービス^{イ及びロ}の注¹³の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者

次のイからハまでのいずれにも適合している入所者

イ・ロ (略)

ハ 医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。

六十六 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービス^ワの注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

六十七 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービス^タの注²の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

(略)

六十八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サ

一 ビスのヨの注1の厚生労働大臣が定める入所者
次のいずれかに該当する者

イ・ロ (略)
ハ 带状疱疹の者

二 蜂窩織炎の者

六十九 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスノの注の厚生労働大臣が定める者

七十 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスノの注の厚生労働大臣が定める機関

七十一 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスイ(1)から(4)までの注15、ロ(1)及び(2)の注12並びにハ(1)から(3)までの注10の厚生労働大臣が定める者

七十二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスイ(11)の注、ロ(9)の注及びハ(10)の注の厚生労働大臣が定める療養食

七十三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスイ(14)の注及びロ(12)の注の厚生労働大臣が定める者

七十四 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービスカの注の厚生労働大臣が定める療養食

七十四の二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービスレ(2)の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

七十四の三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院

一 ビスのレの注1の厚生労働大臣が定める入所者
次のいずれかに該当する者

イ・ロ (略)
ハ 带状疱疹の者（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者に限る。）

(新設)

六十九 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスノの注の厚生労働大臣が定める者

七十 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスネの注の厚生労働大臣が定める機関

七十一 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスイ(1)から(4)までの注12、ロ(1)及び(2)の注9並びにハ(1)から(3)までの注7の厚生労働大臣が定める者

七十二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスイ(13)の注、ロ(11)の注及びハ(12)の注の厚生労働大臣が定める療養食

七十三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスイ(16)の注及びロ(14)の注の厚生労働大臣が定める者

七十四 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービスタの注の厚生労働大臣が定める療養食

七十四の二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービスツ(2)の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

七十四の三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院

サービスのソの注の厚生労働大臣が定める者

(略)

七十四の四 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)の介護予防訪問入浴介護費のハの注の厚生労働大臣が定める者

日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者

七十五 (略)

七十六 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注3の厚生労働大臣が定める基準

(略)

七十七・七十八 (略)

七十八の二 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション費のロの注の厚生労働大臣が定める期間
事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月から十二月までの期間

七十九 (略)

七十九の二 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居宅療養管理指導費のハの注2の厚生労働大臣が定める者

指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居宅療養管理指導費のハ(2)を月に一回算定している者

八十 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居宅療養管理指導費のハの注3の厚生労働大臣が定める特別な薬剤

サービスのネの注の厚生労働大臣が定める者

(略)

(新設)

七十五 (略)

七十六 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)の介護予防訪問看護費の注3の厚生労働大臣が定める基準

(略)

七十七・七十八 (略)

七十八の二 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション費のロの注の厚生労働大臣が定める期間
事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月から十二月までの期間(指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション費の注7に掲げる基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た年においては、届出の日から同年十二月までの期間)

七十九 (略)

(新設)

八十 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居宅療養管理指導費のハの注2の厚生労働大臣が定める特別な薬剤

<p>九十 (略)</p>	<p>八十一・八十二 (略)</p> <p>八十三 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費の注の厚生労働大臣が定める期間 事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月から十二月までの期間（指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費のロ若しくはニの注に掲げる基準又はへの注の厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た年においては、届出の日から同年十二月までの期間）</p> <p>八十四・八十四の二 (略)</p> <p>八十五 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(4)の注、ロ(5)の注、ハ(3)の注、ニ(4)の注及びホ(7)の注の厚生労働大臣が定める療養食 (略)</p> <p>八十五の二 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(5)の注、ロ(6)の注、ハ(4)の注及びホ(9)の注の厚生労働大臣が定める者 (略)</p> <p>八十六 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(6)ニ及びホ(8)ロの厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療 (略)</p> <p>八十七〜八十九 (略)</p>
<p>九十一 (略)</p>	<p>八十一・八十二 (略)</p> <p>八十三 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費のトの注の厚生労働大臣が定める期間 事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月から十二月までの期間（指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費のロ、ハ又はホの注に掲げる基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た年においては、届出の日から同年十二月までの期間）</p> <p>八十四・八十四の二 (略)</p> <p>八十五 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(3)の注、ロ(5)の注、ハ(3)の注、ニ(4)の注及びホ(7)の注の厚生労働大臣が定める療養食 (略)</p> <p>八十五の二 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(4)の注、ロ(6)の注、ハ(4)の注及びホ(9)の注の厚生労働大臣が定める者 (略)</p> <p>八十六 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(5)ニ及びホ(8)ロの厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療 (略)</p> <p>八十七〜八十九 (略)</p> <p>九十 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費の注4の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助 第十五号に規定する入浴介助</p>